

委員会提出議案第13号

南相馬市議会会議規則の一部を改正する規則制定について

上記の議案を別紙のとおり南相馬市議会会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

令和2年12月16日提出

南相馬市議会議長 中川庄一様

議会運営委員長 渡部寛一

提案理由

オンラインを活用した委員会を開催した際の表決に係る規定を整理するとともに、委員会での表決方法に挙手表決を加えるため必要な改正を行うものである。

南相馬市議会規則第 号

南相馬市議会会議規則の一部を改正する規則

南相馬市議会会議規則（平成18年南相馬市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正後の欄にのみ下線又は太枠で表示された部分（以下「改正部分」という。）があるときは、当該改正後の欄の改正部分を加える。

改正後	改正前
<p>(不在委員)</p> <p>第131条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。<u>ただし、南相馬市議会委員会条例（平成18年南相馬市条例第241号。以下「委員会条例」という。）第15条の2第2項の規定により委員長の許可を得たときは、表決に加わることができる。</u></p> <p>(挙手又は起立による表決)</p> <p>第133条 委員長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を挙手又は起立させ、<u>挙手者又は起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。</u></p> <p>2 委員長が<u>挙手者又は起立者の多少を認定し難いとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。ただし、委員会条例第15条の2第1項に規定するオンラインを活用した会議のときは、投票による表決をとることができない。</u></p>	<p>(不在委員)</p> <p>第131条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。</p> <p>(起立による表決)</p> <p>第133条 委員長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。</p> <p>2 委員長が起立者の多少を認定し難いとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。